

○「非課税上場株式等管理に関する約款」新旧対照表

(変更箇所は下線の部分です。)

変更後	変更前
<p>(非課税口座開設届出書等の提出等)</p> <p>第2条 お客さまが非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当社に対して租税特別措置法第37条の14第5項第1号、第6項及び第20項に基づき「非課税適用確認書交付申請書兼非課税口座開設届出書」及び住民票の写し等又は「<u>非課税口座開設届出書</u>」及び「<u>非課税適用確認書</u>」、「<u>非課税口座廃止通知書</u>」もしくは「<u>非課税管理勘定廃止通知書</u>」を提出するとともに、当社に対して氏名、<u>生年月日、住所及び個人番号を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。</u>なお、当該書類を当該非課税の特例の適用を受けようとする年の当社が定める日までにご提出いただけなかった場合、当該年には当該非課税の特例の適用を受けることができないことがあります。</p> <p>ただし、「非課税口座廃止通知書」又は「非課税管理勘定廃止通知書」については、非課税口座を再開しようとする年（以下、「再開年」といいます。）又は非課税管理勘定を再設定しようとする年（以下、「再設定年」といいます。）の前年10月1日から再開年又は再設定年の9月30日までの間で当社が定める日までにご提出いただくものとします。また、「非課税口座廃止通知書」が提出される場合において、当該廃止通知書の交付の基因となった非課税口座において非課税口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定に上場株式等の受け入れが行われていたときは、当社は当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は当該廃止通知書を受け付けすることはできません。</p> <p>当社では別途税務署より交付を受けた「非課税適用確認書」を併せて受領のうえ保管いたします。なお、「非課税適用確認書」はお客さまに交付いたしません。</p> <p>2～7 (現行どおり)</p>	<p>(非課税口座開設届出書等の提出等)</p> <p>第2条 お客さまが非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当社に対して租税特別措置法第37条の14第5項第1号、第6項及び第20項に基づき「非課税適用確認書交付申請書兼非課税口座開設届出書」及び住民票の写し等並びに「<u>非課税口座廃止通知書</u>」又は「<u>非課税管理勘定廃止通知書</u>」等租税特別措置法その他の法令で定める書類をご提出いただくものとします。なお、当該書類を当該非課税の特例の適用を受けようとする年の当社が定める日までにご提出いただけなかった場合、当該年には当該非課税の特例の適用を受けることができないことがあります。</p> <p>ただし、「非課税口座廃止通知書」又は「非課税管理勘定廃止通知書」については、非課税口座を再開しようとする年（以下「再開年」といいます。）又は非課税管理勘定を再設定しようとする年（以下「再設定年」といいます。）の前年10月1日から再開年又は再設定年の9月30日までの間で当社が定める日までにご提出いただくものとします。また、「非課税口座廃止通知書」が提出される場合において、当該廃止通知書の交付の基因となった非課税口座において非課税口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定に上場株式等の受け入れが行われていたときは、当社は当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は当該廃止通知書を受け付けすることはできません。</p> <p>当社では別途税務署より交付を受けた「非課税適用確認書」を併せて受領のうえ保管いたします。なお、「非課税適用確認書」はお客さまに交付いたしません。</p> <p>2～7 (省 略)</p>

(非課税口座に受け入れる上場株式等の範囲)

第5条 当社は、お客さまの非課税口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等（当該非課税口座が開設されている当社の営業所に係る振替口座簿に記載もしくは記録がされ、又は当該営業所に保管の委託がされるものに限り、）のみを受け入れます。

- ① 次に掲げる上場株式等で、第3条第2項に基づき非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの期間（以下、「受入期間」といいます。）内に受け入れた上場株式等の取得対価の額（イの場合には、購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払い込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいい、ロの場合には、非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定からの移管により受け入れた上場株式等についてはその移管に係る払い出し時の金額をいいます。）の合計額が 120万円 を超えないもの

イ～ロ (現行どおり)

- ②～③ (現行どおり)

(取得対価の額の合計額が 120万円 を超える場合の取扱い)

第6条 お客さまが当社に対し、非課税口座での上場株式等の取得に係る注文等を行い、当該注文等の約定の結果、当該非課税口座に係る非課税管理勘定内に受け入れる上場株式等の取得対価の額の合計額が120万円を超える場合は、当社は当該注文等により取得する上場株式等の取得対価について、その全てを非課税口座以外の口座で取得したものとします。

(非課税口座に受け入れる上場株式等の範囲)

第5条 当社は、お客さまの非課税口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等（当該非課税口座が開設されている当社の営業所に係る振替口座簿に記載もしくは記録がされ、又は当該営業所に保管の委託がされるものに限り、）のみを受け入れます。

- ① 次に掲げる上場株式等で、第3条第2項に基づき非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの期間（以下、「受入期間」といいます。）内に受け入れた上場株式等の取得対価の額（イの場合には、購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払い込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいい、ロの場合には、非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定からの移管により受け入れた上場株式等についてはその移管に係る払い出し時の金額をいいます。）の合計額が 100万円 を超えないもの

イ～ロ (省 略)

- ②～③ (省 略)

(取得対価の額の合計額が 100万円 を超える場合の取扱い)

第6条 お客さまが当社に対し、非課税口座での上場株式等の取得に係る注文等を行い、当該注文等の約定の結果、当該非課税口座に係る非課税管理勘定内に受け入れる上場株式等の取得対価の額の合計額が100万円を超える場合は、当社は当該注文等により取得する上場株式等の取得対価について、その全てを非課税口座以外の口座で取得したものとします。

ただし、当社が別に定める上場株式等の取得に係る注文等については、当該注文等により取得する上場株式等の取得対価の額のうち、当該非課税管理勘定に係る取得対価の額の合計額が100万円に達するまでは非課税口座に、100万円を超える部分は非課税口座以外の口座で受け入れます。

<p>(非課税口座内上場株式等の配当等の受領方法)</p> <p>第9条 お客さまが非課税管理勘定において振替口座簿への記載もしくは記録又は保管の委託がされている上場株式等について支払を受ける配当等のうち、上場株式（金融商品取引所に上場されている株式をいい、ETF（上場証券投資信託）、上場REIT（不動産投資信託）及び上場JDR（日本版預託証券）を含みます。）について支払われる配当金及び分配金（以下、「配当金等」といいます。）を非課税で受領するためには、当該配当金等の受取方法について「株式数比例配分方式」を選択し、当社を通じて当該配当金等を受領する必要があります。</p> <p>(非課税管理勘定終了時の取り扱い)</p> <p>第12条 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>① 第5条第1号ロに基づく非課税口座に新たに設けられる非課税管理勘定への移管（ただし、移管に係る払い出し時の金額が、移管先の非課税管理勘定において既に受け入れた上場株式等の取得対価の額と合計して <u>120万円</u> を超えないものに限ります。）</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>付 則</p> <p>この改訂は、平成28年1月1日から施行する。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(非課税管理勘定終了時の取り扱い)</p> <p>第11条 (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p> <p>① 第5条第1号ロに基づく非課税口座に新たに設けられる非課税管理勘定への移管（ただし、移管に係る払い出し時の金額が、移管先の非課税管理勘定において既に受け入れた上場株式等の取得対価の額と合計して <u>100万円</u> を超えないものに限ります。）</p> <p>② (省 略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改訂は、平成27年1月1日から施行する。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
---	--

※次の変更等につきましては、新旧対照表への記載を省略しております。

- ・法改正に伴う租税特別措置法等の条番号等の変更、約款の条番号の変更
- ・「保管の委託」の「振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託」への変更
- ・その他軽微な言い回しの変更